別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
宇都宮地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
長野地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
奈良地方検察庁	1
大津地方検察庁	1
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
岐阜地方検察庁	1
広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
長崎地方検察庁	1
熊本地方検察庁	1
鹿児島地方検察庁	1
宮崎地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
福島地方検察庁	1
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1
松山地方検察庁	1

別表第10（第21条関係）

地方検察庁	数
東京地方検察庁	12
横浜地方検察庁	4
さいたま地方検察庁	2
千葉地方検察庁	2
水戸地方検察庁	1
前橋地方検察庁	1
静岡地方検察庁	1
新潟地方検察庁	1
大阪地方検察庁	7
京都地方検察庁	3
神戸地方検察庁	3
名古屋地方検察庁	5
津地方検察庁	1
広島地方検察庁	3
山口地方検察庁	1
岡山地方検察庁	1
福岡地方検察庁	4
熊本地方検察庁	1
那覇地方検察庁	1
仙台地方検察庁	2
札幌地方検察庁	3
高松地方検察庁	1

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この訓令は、令和３年４月１日から施行する。